

26 ニホンジカの食害防止対策について

国有林及び国指定鳥獣保護区における、ニホンジカによる自然植生への食害防止対策を講じること。

【背景理由等】

四国地方では、依然としてニホンジカによる食害が発生し、加えてその分布域も広域化しており、農林業に大きな被害をもたらすとともに、高標高域の自然植生にも大きな影響が及ぼされています。

中でも、四国西南部の鬼ヶ城山系から黒尊に至る県境稜線付近及び高知県から徳島県に跨る剣山山系一帯では、希少種が絶滅の危機にさらされるとともに、モミなどの樹木及びササなどが激しい食害にさらされ、場所によっては下層植生の消失と踏み荒らしなどで、斜面崩壊の危機に瀕するなど極めて深刻な事態となっています。

また、ニホンジカの分布域及び被害発生地は、さらに香川県南部、石鎚山系などへも拡大を続けています。

こうした状況を踏まえて、早急にニホンジカによる自然環境破壊を食い止める対策を講じる必要があります。

【具体的な提言事項】

(1) 国有林等における自然植生の保全や希少種保護に係る方針の決定等

国有林及び国指定鳥獣保護区における自然植生の保全や希少種保護に係る方針を国主導で定めるとともに、定期的な生息状況調査（モニタリング）を実施した上で、国有林等におけるニホンジカの個体数調整や食害防止対策を都道府県と連携して行うこと。